

JIS

照明器具一
第 2-17 部：舞台照明，テレビ，映画及び
写真スタジオ用の照明器具に関する
安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 : 2011

(JLA/JSA)

平成 23 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	岩 本 佐 利	社団法人日本電機工業会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	徳 田 正 満	東京大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IDEC 株式会社
	山 田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.3.20 改正：平成 23.3.22

官 報 公 示：平成 23.3.22

原 案 作 成 者：社団法人日本照明器具工業会

(〒110-0005 東京都台東区上野 3-2-1 TEL 03-3833-5747)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
17.1 適用範囲	1
17.1A 引用規格	1
17.2 一般的試験要求事項	2
17.3 用語及び定義	2
17.4 照明器具の分類	2
17.5 表示	3
17.6 構造	3
17.7 沿面距離及び空間距離	5
17.8 保護接地	5
17.9 端子	5
17.10 外部及び内部配線	5
17.11 感電に対する保護	6
17.12 耐久性試験及び温度試験	6
17.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護	6
17.14 絶縁抵抗及び耐電圧	6
17.15 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	6
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本照明器具工業会 (JLA) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8105-2-17:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項 (アマチュア用)

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項通則

照明器具— 第 2-17 部：舞台照明，テレビ，映画及び 写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

Luminaires—Part 2-17: Particular requirements for safety—
Luminaires for stage lighting, television, film and photographic studios
(outdoor and indoor)

序文

この規格は、1984年に第1版として発行された IEC 60598-2-17, Amendment 1 (1987) 及び Amendment 2 (1990) を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (Amendment) については、編集し一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

この規格は、**JIS C 8105-1** と併読して用いる。

17.1 適用範囲

この規格は、電源電圧が 1 000 V 以下の白熱電球、蛍光ランプ及びその他の放電ランプを使用する屋内用及び屋外用の舞台照明、テレビ、映画、及び写真スタジオ用の照明器具（スポット照明用及び投光照明用投光器を含む。）（以下、照明器具という。）の要求事項について規定する。照明器具に附属しないハンガ（クランプ）は、照明器具の一部とはみなさず、この規格は適用しない。

注記 1 アームは、照明器具の一部である。三脚、伸縮ブーム及び懸架装置のような支持具は、照明器具の一部とはみなさない。安定器は、目的に応じて照明器具に組み込むか、又は離れた場所に設置する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-17:1984, Luminaires—Part 2: Particular requirements. Section Seventeen—Luminaires for stage lighting, television and film studios (outdoor and indoor), Amendment 1:1987 及び Amendment 2:1990 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

17.1A 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。